

公共土木設計業務等標準委託契約約款 新旧対照表

条	項号	改正案	条	項号	現行
		<p>1 委託業務の名称</p> <p>2 履行期間 平成令和 年 月 日から 平成令和 年 月 日まで</p> <p>3 業務委託料 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)</p> <p>4 契約保証金</p> <p>5 調停人                      【注】 調停人を活用することが望ましいが、発注者及び受注者が調停人をあらかじめ定めない場合は削除。</p> <p>上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。</p> <p>本契約の証として本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自一通を保有する。                      平成令和 年 月 日                      発注者 住 所 氏 名 印                      受注者 住 所 氏 名 印                      【注】 受注者が設計共同体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、設計共同体の名称並びに設計共同体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。</p>			<p>1 委託業務の名称</p> <p>2 履行期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで</p> <p>3 業務委託料 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)</p> <p>4 契約保証金</p> <p>5 調停人                      【注】 調停人を活用することが望ましいが、発注者及び受注者が調停人をあらかじめ定めない場合は削除。</p> <p>上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。</p> <p>本契約の証として本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自一通を保有する。                      平成 年 月 日                      発注者 住 所 氏 名 印                      受注者 住 所 氏 名 印                      【注】 受注者が設計共同体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、設計共同体の名称並びに設計共同体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。</p>
1	総則	<p>1 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この約款(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。</p> <p>2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。</p> <p>3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。</p> <p>4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。</p> <p>5 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。</p> <p>6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。</p> <p>7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。</p> <p>8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。</p> <p>9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。</p> <p>10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。</p> <p>11 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第55条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。</p> <p>12 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この約款に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの約款に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの約款に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。</p>	1	総則	<p>1 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この約款(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。</p> <p>2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。</p> <p>3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。</p> <p>4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。</p> <p>5 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。</p> <p>6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。</p> <p>7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。</p> <p>8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。</p> <p>9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。</p> <p>10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。</p> <p>11 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第46条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。</p> <p>12 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この約款に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの約款に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの約款に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。</p>
2	指示等及び協議の書面主義	<p>1 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、○日以内にこれを相手方に交付するものとする。</p> <p>3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。</p>	2	指示等及び協議の書面主義	<p>1 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、○日以内にこれを相手方に交付するものとする。</p> <p>3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。</p>
3	業務工程表の提出	<p>1 受注者は、この契約締結後○日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から○日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。</p>	3	業務工程表の提出	<p>1 受注者は、この契約締結後○日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から○日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。</p>

案	項号	改正案	案	項号	現行
	3	この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。		3	この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
	4	業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。		4	業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
4	契約の保証	受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。	4	契約の保証	受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
	一	契約保証金の納付		一	契約保証金の納付
	二	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供		二	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
	三	この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証		三	この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
	四	この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証		四	この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
	五	この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結		五	この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
	2	前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の〇以上としなければならない。 〔注〕 〇の部分には、たとえば、1と記入する。		2	前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の〇以上としなければならない。 〔注〕 〇の部分には、たとえば、1と記入する。
	3	受注者が第1項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第51条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。			新設
	4	第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。	4	契約の保証	第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
	5	業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の〇に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求ことができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。 〔注〕 〇の部分には、たとえば、1と記入する。 〔注〕 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。		4	業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の〇に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求ことができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。 〔注〕 〇の部分には、たとえば、1と記入する。 〔注〕 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。
5	権利義務の譲渡等の禁止	受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。	5	権利義務の譲渡等の禁止	受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
	2	受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。		2	受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
	3	受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。			新設
	4	受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。 注 第3項を使用しない場合は、同項及び第4項を削除する。			新設
6	著作物の譲渡等	受注者は、成果物（第38条第1項の規定により読み替えて準用される第32条に規定する指定部分に係る成果物及び第38条第2項の規定により読み替えて準用される第32条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条及び第8条の2において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。	6	著作物の譲渡等	受注者は、成果物（第37条第1項の規定により読み替えて準用される第31条に規定する指定部分に係る成果物及び第37条第2項の規定により読み替えて準用される第31条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
	2	発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。		2	発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
	3	受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。		3	受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
	4	受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。		4	受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
	5	発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。		5	発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
7	一括再委託等の禁止	受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。	7	一括再委託等の禁止	受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
	2	受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。		2	受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

条	項号	改正案	条	項号	現行
	3	受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。		3	受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
	4	発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。		4	発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
8	特許権等の使用	1 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。	8	特許権等の使用	1 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
802	意匠の実施の承諾等				新設
	(A)	1 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。			
		2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。			
	(B)	1 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。			
		2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。			
		[注] この条は、土木設計業務を委託する場合に、当該業務の内容に応じて、選択的に適用する。			
9	調査職員	1 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。	9	調査職員	1 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
		2 調査職員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。			2 調査職員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
		一 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示			一 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
		二 この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答			二 この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
		三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議			三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
		四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査			四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督
		3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。			3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
		4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行われなければならない。			4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行われなければならない。
		5 第1項の規定により、発注者が調査職員を置いたときは、この約款に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。			5 第1項の規定により、発注者が調査職員を置いたときは、この約款に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
10	管理技術者	1 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。	10	管理技術者	1 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
		2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。			2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
		3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。			3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
11	照査技術者	1 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。	11	照査技術者	1 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
		2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。			2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。
12	地元関係者との交渉等	1 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。	12	地元関係者との交渉等	1 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。
		2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。			2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。
13	土地への立入り	1 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要となるときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。	13	土地への立入り	1 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要となるときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

条	項号	改正案	条	項号	現行								
14	管理技術者等に対する措置請求	1	14	管理技術者等に対する措置請求	1								
		2			2								
		3			3								
		4			4								
15	履行報告	1	15	履行報告	1								
		16			16	貸与品等	1						
		2					2						
		3					3						
		4					4						
5	5												
17	設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務	1	17	設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務	1								
		18			18	条件変更等	1						
		—					—						
		二					二						
		三					三						
		四					四						
		五					五						
		2					2						
		3					3						
		4					4						
		5					5						
		19					設計図書等の変更	1	19	設計図書等の変更	1		
								20			20	業務の中止	1

案	項号	改正案	案	項号	現行		
	2	発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。 [注] 下線部分は、現場調査業務を委託する場合に規定する文言である。		2	発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。 [注] 下線部分は、現場調査業務を委託する場合に規定する文言である。		
	3	発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の履行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、 <b>必要な費用を負担</b> しなければならない。 [注] 下線部分は、現場調査業務を委託する場合に規定する文言である。		3	発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の履行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。 [注] 下線部分は、現場調査業務を委託する場合に規定する文言である。		
21	業務に係る受注者の提案	1	受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。	21	業務に係る受注者の提案	1	受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
		2	発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。			2	発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
		3	発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。			3	発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。
22	適正な履行期間の設定	1	発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。				新設
23	受注者の請求による履行期間の延長	1	受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。	22	受注者の請求による履行期間の延長	1	受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
		2	発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。			2	発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなくてはならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
24	発注者の請求による履行期間の短縮等	1	発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。	23	発注者の請求による履行期間の短縮等	1	発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
			削除			2	発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
		2	発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、 <b>必要な費用を負担</b> しなければならない。			3	発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
25	履行期間の変更方法	1	履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 [注] ○の部分には、履行期間及び業務委託料を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。	24	履行期間の変更方法	1	第17条から前条まで又は第39条の規定により履行期間の変更を行う場合における当該変更の期間は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 [注] ○の部分には、履行期間及び業務委託料を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。
		2	前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第23条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。)から○日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 [注] ○の部分には、履行期間を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。			2	前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。)から○日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 [注] ○の部分には、履行期間を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。
26	業務委託料の変更方法等	1	業務委託料の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 [注] ○の部分には、履行期間及び業務委託料を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。	25	業務委託料の変更方法等	1	第17条から第23条まで又は第39条の規定により業務委託料の変更を行う場合における当該変更の額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 [注] ○の部分には、履行期間及び業務委託料を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。
		2	前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から○日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 [注] ○の部分には、履行期間を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。			2	前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から○日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 [注] ○の部分には、履行期間を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。
		3	この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。			3	第12条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、次条、第33条、第39条又は第43条の規定により、発注者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、発注者と受注者が協議して定める。 [注] 下線部は、現場調査業務を委託する場合に規定する文言である。
27	臨機の措置	1	受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。	26	臨機の措置	1	受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
		2	前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。			2	前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
		3	発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。			3	発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

条	項号	改正案	条	項号	現行
	4	受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。 〔注〕この条は、現場調査業務を委託する場合に規定する条文中である。		4	受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。 〔注〕この条は、現場調査業務を委託する場合に規定する条文中である。
28	1	一般の損害 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、発注者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。 〔注〕下線部分は、現場調査業務を委託する場合に規定する条文中である。	27	1	一般の損害 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)以下この条において「成果物等」に係る損害」という。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた成果物等に係る損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、発注者が負担する。 〔注〕下線部分は、現場調査業務を委託する場合に規定する条文中である。
29	1	第三者に及ぼした損害 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。 〔注〕下線部分は、現場調査業務を委託する場合に規定する条文中である。	28	1	第三者に及ぼした損害 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。 〔注〕下線部分は、現場調査業務を委託する場合に規定する条文中である。
	2	前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。		2	前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
	3	業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。 〔注この項は、現場調査業務を委託する場合に規定する条文中である。〕		3	業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。 〔注この項は、現場調査業務を委託する場合に規定する条文中である。〕
	4	前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。		4	前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。
30	1	不可抗力による損害 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、試験等に供される業務の出来形部分(以下この条及び第60条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。	29	1	不可抗力による損害 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、試験等に供される業務の出来形部分(以下この条及び第44条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
	2	発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。		2	発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
	3	受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。		3	受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
	4	発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち業務委託料の〇を超える額を負担しなければならない。 〔注〕〇の部分は、たとえば、100分の1と記入する。		4	発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち業務委託料の〇を超える額を負担しなければならない。 〔注〕〇の部分は、たとえば、100分の1と記入する。
	5	前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。		5	前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
	—	業務の出来形部分に関する損害 損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。		—	業務の出来形部分に関する損害 損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
	二	仮設物又は調査機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。		二	仮設物又は調査機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
	6	数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の〇を超える額」とあるのは「業務委託料の〇を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。 〔注〕この条は、現場調査業務を委託する場合に規定する条文中である。		6	数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の〇を超える額」とあるのは「業務委託料の〇を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。 〔注〕この条は、現場調査業務を委託する場合に規定する条文中である。
31	1	業務委託料の変更に代える設計図書の変更 発注者は、第8条、第17条から第21条まで、第23条、第24条、第27条、第28条、第29条、第34条又は第40条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 〔注〕〇の部分には、履行期間及び業務委託料を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。 下線部分は、現場調査業務を委託する場合に規定する条文中である。	30	1	業務委託料の変更に代える設計図書の変更 発注者は、第8条、第17条から第23条まで、第26条、第27条、第28条、第29条又は第39条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 〔注〕〇の部分には、履行期間及び業務委託料を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。 下線部分は、現場調査業務を委託する場合に規定する条文中である。

案	項号	改正案	案	項号	現行
	2	前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が <b>同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から〇日以内に協議開始の日を通知しない場合には</b> 、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 [注] 〇の部分には、履行期間を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。		2	前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から〇日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 [注] 〇の部分には、履行期間を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。
32	検査及び引渡し	1 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から〇日以内に受注者の立会いの下、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にすることを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を読み替えて準用する。	31	検査及び引渡し	1 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から〇日以内に受注者の立会いの下、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にすることを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を読み替えて準用する。
33	業務委託料の支払い	1 受注者は、前条第2項(同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から〇日以内に業務委託料を支払わなければならない。 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。	32	業務委託料の支払い	1 受注者は、前条第2項(前条第5項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から〇日以内に業務委託料を支払わなければならない。 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
34	引渡し前における成果物の使用	1 発注者は、第32条第3項若しくは第4項又は第39条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって <b>受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担</b> しなければならない。	33	引渡し前における成果物の使用	1 発注者は、第31条第3項若しくは第4項又は第37条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者の費用が増加し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加した費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。
35	前金払	1 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下この条及び次条において「保証事業会社」という。)と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約(以下この条及び次条において「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の〇以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から〇日以内に前払金を支払わなければならない。 3 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の〇から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を読み替えて準用する。 4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の〇を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から〇日以内に、その超過額を返還しなければならない。 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 [注] 〇の部分には、30未満の数字を記入する。 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 [注] 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により <b>財務大臣が定める</b> 率を記入する。	34	前金払	1 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下この条及び次条において「保証事業会社」という。)と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約(以下この条及び次条において「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の〇以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から〇日以内に前払金を支払わなければならない。 3 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の〇から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を読み替えて準用する。 4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の〇を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から〇日以内に、その超過額を返還しなければならない。 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 [注] 〇の部分には、30未満の数字を記入する。 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 [注] 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の率を記入する。
36	保証契約の変更	1 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。 2 受注者は、前項に規定する場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。	35	保証契約の変更	1 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。 2 受注者は、前項に規定する場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

条	項号	改正案	条	項号	現行
	3	受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。 [注] この本項は、発注者が保証事業会社に対する履行期間の変更通知を受注者に代理させる場合の条項である。		3	受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。 [注] 本項は、発注者が保証事業会社に対する履行期間の変更通知を受注者に代理させる場合の条項である。
37	前払金の使用等	1 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。	36	前払金の使用等	1 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。
37条の2	部分払	1 受注者は、業務の完了前に、受注者が既に業務を完了した部分（次条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）に相当する業務委託料相当額の10分の〇以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中〇回を超えることができない。 [注] 部分払を行わない場合には、この条を削除する。 「10分の〇」の〇の部分には、たとえば、9と記入する。「〇回」の〇の部分には、履行期間及び業務委託料を勘案して妥当と認められる数字を記入する。 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から〇日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。 [注] 「〇日」の〇の部分には、原則として10と記入する。 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。 5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の業務委託料相当額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知にあわせて第1項の業務委託料相当額の協議を申し出た日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 部分払金の額 ≤ 第1項の業務委託料相当額 × (〇 / 10 - 前払金額 / 業務委託料) [注] 「〇日」の〇の部分には、原則として10未満の数字を記入する。 「〇 / 10」の〇の部分には、第1項の「10分の〇」の〇の部分と同じ数字を記入する。 6 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から〇日以内に部分払金を支払わなければならない。 [注] 「〇日」の〇の部分には、第35条第2項の〇部分と同じ数字を記入する。 7 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。	36条の2	部分払	1 受注者は、業務の完了前に、受注者が既に業務を完了した部分（次条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）に相当する業務委託料相当額の10分の〇以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中〇回を超えることができない。 [注] 部分払を行わない場合には、この条を削除する。 「10分の〇」の〇の部分には、たとえば、9と記入する。「〇回」の〇の部分には、履行期間及び業務委託料を勘案して妥当と認められる数字を記入する。 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から〇日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。 [注] 「〇日」の〇の部分には、原則として10と記入する。 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。 5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の業務委託料相当額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知にあわせて第1項の業務委託料相当額の協議を申し出た日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 部分払金の額 ≤ 第1項の業務委託料相当額 × (〇 / 10 - 前払金額 / 業務委託料) [注] 「〇日」の〇の部分には、原則として10未満の数字を記入する。 「〇 / 10」の〇の部分には、第1項の「10分の〇」の〇の部分と同じ数字を記入する。 6 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から〇日以内に部分払金を支払わなければならない。 [注] 「〇日」の〇の部分には、第34条第2項の〇部分と同じ数字を記入する。 7 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。
38	部分引渡し	1 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第32条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第32条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。 3 前2項の規定により準用する第33条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第一号中「指定部分に相当する業務委託料」と及び第二号中「引渡部分に相当する業務委託料」とは、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が前2項において読み替えて準用する第33条第1項の規定による請求を受けた日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 一 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料 指定部分に相当する業務委託料 × (1 - 前払金の額 / 業務委託料) 二 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料 引渡部分に相当する業務委託料 × (1 - 前払金の額 / 業務委託料) [注] 〇の部分には、履行期間及び業務委託料を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。	37	部分引渡し	1 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第31条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第31条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。 3 前2項の規定により準用する第32条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第一号中「指定部分に相当する業務委託料」と及び第二号中「引渡部分に相当する業務委託料」とは、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が前2項において読み替えて準用する第32条第1項の規定による請求を受けた日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 一 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料 指定部分に相当する業務委託料 × (1 - 前払金の額 / 業務委託料) 二 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料 引渡部分に相当する業務委託料 × (1 - 前払金の額 / 業務委託料) [注] 〇の部分には、履行期間及び業務委託料を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。
38条の2	債務負担行為に係る契約の特則	1 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額（以下この条において「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。 年度 円 年度 円 2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。 年度 円 年度 円 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。	37条の2	債務負担行為に係る契約の特則	1 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額（以下この条において「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。 年度 円 年度 円 2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。 年度 円 年度 円 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

案	項号	改正案	案	項号	現行
38条の3	債務負担行為に係る契約の前払の特則	債務負担行為に係る契約の前払については、第35条中「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額（前会計年度末における第37条の2第1項の業務委託料相当額（以下この条及び次条において「前会計年度末業務委託料相当額」という。）が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」とする。ただし、この契約を締結した会計年度（以下この条及び次条において「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。	37条の3	債務負担行為に係る契約の前払の特則	債務負担行為に係る契約の前払については、第34条中「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第35条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額（前会計年度末における第36条の2第1項の業務委託料相当額（以下この条及び次条において「前会計年度末業務委託料相当額」という。）が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」とする。ただし、この契約を締結した会計年度（以下この条及び次条において「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。
		前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。			前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。
		第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。			第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。
		第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、同項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。			第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、同項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。
		第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときは、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を読み替えて準用する。			第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときは、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を読み替えて準用する。
38条の4	債務負担行為に係る契約の部分払の特則	債務負担行為に係る契約において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下この条において「履行高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。	37条の4	債務負担行為に係る契約の部分払の特則	債務負担行為に係る契約において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下この条において「履行高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。
		この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第37条の2第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。 部分払金の額 ≤ 業務委託料相当額 × ○ / 100 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - [業務委託料相当額 - (前会計年度までの履行高予定額 + 履行高超過額)] × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の履行高予定額 [注] ○の部分には第37条の2第1項の「10分の○」の○部分と同じ数字を記入する。			この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第36条の2第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。 部分払金の額 ≤ 業務委託料相当額 × ○ / 100 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - [業務委託料相当額 - (前会計年度までの履行高予定額 + 履行高超過額)] × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の履行高予定額 [注] ○の部分には第36条の2第1項の「10分の○」の○部分と同じ数字を記入する。
		各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。 年度 回 年度 回 年度 回			各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。 年度 回 年度 回 年度 回
39	第三者による代理受領	受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。	38	第三者による代理受領	受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
		発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の2の規定に基づく支払いをしなければならない。			発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条第2項（第37条第1項又は第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。
40	前払金等の不払に対する業務中止	受注者は、発注者が第35条、第37条の2又は第38条第1項若しくは第2項において読み替えて準用する第33条第2項の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。	39	前払金等の不払に対する業務中止	受注者は、発注者が第34条、第36条の2又は第37条第1項若しくは第2項において読み替えて準用する第32条第2項の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
		発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。			発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者の費用が増加し、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。
41	契約不適合責任	発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。	40	瑕疵担保	発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物に瑕疵があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
		前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完を請求することができる。			
		第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。			
		履行の追完が不能であるとき。			新設
		受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。			

条	項号	改正案	条	項号	現行
	三	成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないうでその時期を経過したとき。			
	四	前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。			
42	発注者の任意解除権	1 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第44条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。	42	解除権の行使事由	2 前項に規定する場合のほか、発注者は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、この契約を解除することができる。
	2	発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。	43	解除の効果	6 前条第2項及び第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、発注者は、受注者に及ぼした損害を賠償しなければならない。
43	発注者の催告による解除権	1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。	42	解除権の行使事由	1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
	一	第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。 注 第一号は第5条第3項を使用しない場合は削除する。			新設
	二	正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。	42	解除権の行使事由	1 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
	三	履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。			1 二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
	四	管理技術者を配置しなかったとき。			1 三 管理技術者を配置しなかったとき。
	五	正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされるとき。			新設
	六	前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。	42	解除権の行使事由	1 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
44	発注者の催告によらない解除権	1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。			
	一	第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。			
	二	第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。 注 第二号は第5条第3項を使用しない場合は削除する。			
	三	この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。			
	四	受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。			
	五	受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。			新設
	六	契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないうでその時期を経過したとき。			
	七	前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。			
	八	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。			
	九	第46条又は第47条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。	42	解除権の行使事由	1 五 第3項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
	十	受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。			1 六 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
	イ	役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。			イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
	ロ	暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。			ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
	ハ	役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。			ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
	ニ	役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。			ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
	ホ	役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。			ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
	ヘ	再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。			ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

条	項号	改正案	条	項号	現行
		受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。			受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
45		発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限			新設
	1	第43条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。			
46		受注者の催告による解除権	42	解除権の行使事由	発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
	1	受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。		3	3
47		受注者の催告によらない解除権			受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
	1	受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。		3	3
	一	第19条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。		3	3
	二	第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の〇（履行期間の10分の〇が〇月を超えるときは、〇月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後〇月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。		3	3
				二	第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の〇（履行期間の10分の〇が〇月を超えるときは、〇月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後〇月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
48		受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限			新設
	1	第46条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。			
49		解除の効果	43	解除の効果	前条の規定によりこの契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第37条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。
	1	前条の規定によりこの契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第38条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。		1	
	2	発注者は、前項の規定にかかわらず、前条の規定によりこの契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相当する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。		2	発注者は、前項の規定にかかわらず、前条の規定によりこの契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相当する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
	3	前項の規定による既履行部分委託料は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。		3	前項の既履行部分委託料は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
50		解除に伴う措置	44	解除に伴う措置	第42条の規定によりこの契約が解除された場合において、第34条（第37条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受注者は、第43条、第44条又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第38条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しをしていない前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じて年〇パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。 [注] 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。
	1	第42条の規定によりこの契約が業務の完了前に解除された場合において、第35条（第38条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受注者は、第43条、第44条又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第38条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しをしていない前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じて年〇パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。 [注] 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。		1	
	2	前項の規定にかかわらず、第42条の規定によりこの契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条（第38条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金（第38条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第43条、第44条又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該前払金に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じて年〇パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。 [注] 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。		2	前項の規定にかかわらず、第42条の規定によりこの契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条（第37条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金（第37条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第42条第2項の規定による解除にあっては、当該前払金に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じて年〇パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、同条第2項又は第3項の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。 [注] 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。
	3	受注者は、第42条の規定によりこの契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。		3	受注者は、第42条の規定によりこの契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
	4	受注者は、第42条の規定によりこの契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第38条第1項又は第2項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第7条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。		4	受注者は、第42条の規定によりこの契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第37条第1項又は第2項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第7条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を現状に復し、若しくは取り片付けなければならない。

条	項号	改正案	条	項号	現行	
	5	前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。		5	前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。	
	一	業務の出来形部分に関する撤去費用等 この契約の解除が第43条、第44条又は次条第3項によるときは受注者が負担し、第42条、第46条又は第47条によるときは発注者が負担する。		一	業務の出来形部分に関する撤去費用等 この契約の解除が第42条第1項によるときは受注者が負担し、同条第2項又は第3項によるときは発注者が負担する。	
	二	調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。		二	調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。	
	6	第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第一号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。 〔注〕第4項から第6項までは、現場調査業務を委託する場合に規定する条項である。		6	第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第一号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。 〔注〕第4項から第6項までは、現場調査業務を委託する場合に規定する条項である。	
	7	第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第44条又は次条第3項によるときは発注者が定め、第42条、第46条又は第47条の規定によるときは発注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。 〔注〕下線部分は、現場調査業務を委託する場合に規定する文言である。		7	第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条第1項によるときは発注者が定め、同条第2項又は第3項の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。 〔注〕下線部分は、現場調査業務を委託する場合に規定する文言である。	
	8	業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。			新設	
51	発注者の損害賠償請求等				新設	
	1	発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。			新設	
	一	履行期間内に業務を完了することができないとき。	41	履行遅滞の場合における損害金等	1	受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。
	二	この契約の成果物に契約不適合があるとき。			新設	
	三	第43条又は第44条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。			新設	
	四	前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。			新設	
	2	次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の〇に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 注 〇の部分には、たとえば、1と記入する。	43	解除の効果	4	前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は、業務委託料の10分の〇に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。 〔注〕〇の部分には、たとえば、1と記入する。
	一	第43条又は第44条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。			新設	
	二	成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。			新設	
	3	次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。			新設	
	一	受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人			新設	
	二	受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人			新設	
	三	受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等			新設	
	4	第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。			新設	
	5	(A) 第1項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額とする。 注 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。  (B) 第1項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額とする。 注 (B)は、発注者が業務の遅延による著しい損害を受けることがあらかじめ予想される場合に使用する。 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。	41	履行遅滞の場合における損害金等	2	前項の損害金の額は、業務委託料から第37条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額とする。 〔注〕〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の率を記入する。

条	項号	改正案	条	項号	現行
	6	第2項の場合(第44条第八号及び第十号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。	43	解除の効果	前条第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。
52	1	受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。			新設
	一	第46条又は第47条の規定によりこの契約が解除されたとき。			
	二	前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。			
	2	第33条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。 注 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。	41	履行遅滞の場合における損害金等	発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第37条第1項又は第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。 [注] 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の率を記入する。
53	1	発注者は、引き渡された成果物に関し、第32条第3項又は第4項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から〇年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。 [注] 〇の部分には、原則として2ないし3と記入する。	40	瑕疵担保	前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第3項又は第4項(第37条第1項又は第2項においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から〇年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は〇年とする。 [注] 〇の部分には、たとえば、2ないし3と記入する。ただし書きの〇は、たとえば、10と記入する。
	2	前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。			新設
	3	発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。			
	4	発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。			
	5	前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。			
	6	民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。			
	7	発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。	40	瑕疵担保	発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求を行うことはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
	8	引き渡された成果物の契約不適合が設計図書に記載内容、発注者の指示又は貨物等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貨物等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。			
54	1	受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。	45	保険	受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
55	1	この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人〇名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。	46	紛争の解決	この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人〇名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。
	2	前項の規定にかかわらず、管理技術者又は調査技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任された、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第14条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。			前項の規定にかかわらず、管理技術者又は調査技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任された、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第14条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。
	3(A)	発注者又は受注者は、第1項に規定する紛争解決の手続きを経た後でなければ、同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができない。 [注] 第1項に規定する紛争解決の手続を民事訴訟に前置することを発注者と受注者とが合意している場合に規定する条項である。			発注者又は受注者は、第1項に規定する紛争解決の手続きを経た後でなければ、同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法(明23年法律第29号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができない。 [注] 第1項に規定する紛争解決の手続を民事訴訟に前置することを発注者と受注者とが合意している場合に規定する条項である。
	3(B)	第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。 [注] 第1項に規定する紛争解決の手続を民事訴訟に前置することを発注者と受注者とが合意していない場合に規定する条項である。			第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法(明23年法律第29号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。 [注] 第1項に規定する紛争解決の手続を民事訴訟に前置することを発注者と受注者とが合意していない場合に規定する条項である。

条		項号	改正案	条		項号	現行
		4	発注者又は受注者は、申し出により、この約款の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第1項の調停人を立ち会わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を読み替えて準用する。 [注] 第4項は、調停人を協議に参加させない場合には、削除する。			4	発注者又は受注者は、申し出により、この約款の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第1項の調停人を立ち会わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を読み替えて準用する。 [注] 第4項は、調停人を協議に参加させない場合には、削除する。
56	情報通信の技術を利用する方法	1	この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。	新設			
57	契約外の事項	1	この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。	47	契約外の事項	1	この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。